

## 令和 6 年能登半島地震の被害を受けられた地域へのご旅行を予定されていた皆さまへ

令和 6 年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社では Travel キャンセル、宿泊キャンセル保険、旅行キャンセル保険において、令和 6 年能登半島地震の被害を受けられた地域を目的とする旅行を予定されていたご契約を対象に、保険料をご返金する特別措置を実施いたします。

本措置の適用をご希望のお客さまは、以下記載のお問い合わせフォームより当社までご連絡をお願いいたします。

### 記

#### 1. 特別措置の内容

旅行開始日を含め遡って 15 日以降にご契約を解約する場合、保険料のご返金対象とはなりません。2. 適用対象となる場合に該当するご契約につきましては、保険料をご返金いたします。

#### 2. 適用対象となる場合

以下の条件を全て満たす場合に本措置の適用対象となります。

なお、旅行開始日※を含め遡って 16 日以前の場合には、マイページより解約いただければ保険料は返金されますのでマイページよりお手続きをお願いいたします（保険料の返金は保険金のお受取りがない場合に限りです）。

##### <適用条件>

- ・ 令和 6 年能登半島地震による被害を受け宿泊施設が休業・営業停止等となり、旅行予約をキャンセルした、または宿泊施設、旅行会社等から旅行がキャンセルされた場合
- ・ 上記のキャンセルに伴う保険金のお受取りがない場合

※宿泊キャンセル保険の場合にはチェックアウト日

<当社問い合わせ先>

【お問い合わせフォーム】 <https://inquiry.mysurance.co.jp/contact#/>

以上